

第 2 期北見市総合計画



第 4 次 (R4~R6) 実施計画策定方針

ひと・まち・自然きらめく オホーツク中核都市

— 未来を拓く活力創造都市 北見 —

企画財政部 企画政策課
令和 3 年 8 月

1 目的

令和元年度からスタートした第2期北見市総合計画は、まちづくりにおける長期的な指針としての基本構想と中期的な指針としての基本計画で構成され、本市がめざすべき将来像（「ひと・まち・自然きらめく オホーツク中核都市 — 未来を拓く活力創造都市 北見 —」）を示し、その実現に向けたまちづくりの基本目標などを総合的かつ体系的にまとめ、長期展望に立ったまちづくりの最上位に位置付けられる計画であります。

また、実施計画は、基本計画を実施するための具体的な計画として、計画的かつ効果的なまちづくりを推進するため、策定するものであります。

2 計画期間について

ア 基本構想

まちづくりの長期的な指針として、10年後のまちの将来像やまちづくりの基本目標を示します。計画期間は令和元年度から10年度までの10年間です。

イ 基本計画

基本構想を実現するため、まちづくりの中期的な指針として、施策別に現状と課題、目的や方針などを示すとともに、施策の達成度を測る指標を設定しています。社会情勢等の変化に対応するため、基本構想の中間期に見直しを行います。

（ア）前期基本計画 令和元年度～令和5年度[5年間]

（イ）後期基本計画 令和6年度～令和10年度[5年間]

ウ 実施計画 【計画期間 令和4年度～令和6年度】

基本計画を実施するための具体的な計画として、中期財政計画との整合性を図り、主要事業の内容を示すとともに、予算編成の指針とします。

社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、向こう3か年の計画をローリング方式（毎年度見直し）により策定します。

年 度	第2期北見市総合計画									
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
基本構想	10年間									
基本計画	前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）				
実施計画	← 第1次 →									
		← 第2次 →								
			← 第3次 →							
				← 第4次 →						

※後期基本計画は未策定のため、前期基本計画を踏襲することとします。

3 実施計画策定の視点

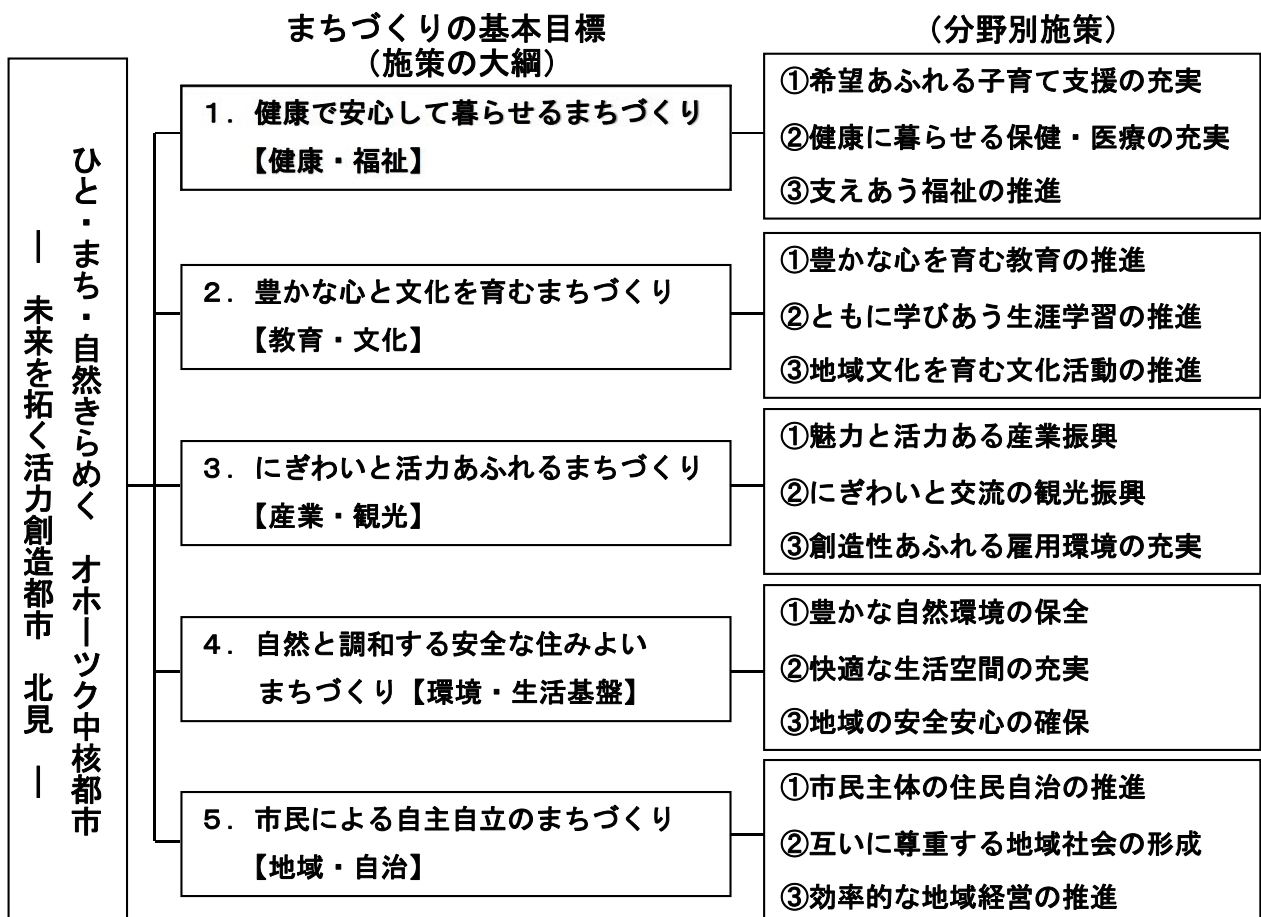
実施計画の策定に当たっては、次に掲げる基本的な考え方に基づき検討するものとし、従前の「事業の必要性や緊急性」、「未来への投資効果」などの観点のほかに、「アフターコロナ」、「ウィズコロナ」の観点も加えて、これまで以上に選択と集中による効率的・効果的な事業の厳選を行います。

あわせて、第3次実施計画において採択された事業についても、ゼロベースで再検討を行います。

(1) 基本的な考え方

ア 北見市の将来像の実現

第2期北見市総合計画基本構想で示している将来像「ひと・まち・自然きらめくオホーツク中核都市 ー未来を拓く活力創造都市 北見ー」と、5つの基本目標のもと具体的な施策の展開を示す15の分野別施策を確認し事業を検討します。



イ 持続可能なまちづくりの展開方針

将来像の実現に向けたまちづくりの基本目標に基づき、人口減少・少子高齢化時代に対応した持続可能なまちづくりを進めていくためには、各分野における施策を横断した取組が必要です。第2期北見市総合計画で設定している、今後のまちづくりの2つの基本姿勢「**持続可能なまちづくりの展開方針**」を十分踏まえた事業を検討します。

【持続可能なまちづくりの展開方針】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 多核連携型のコンパクトなまちづくり2. 市民主体の協働のまちづくり |
|---|

ウ 施策評価に基づく事業立案

各事業は施策評価結果や行政評価委員会からの意見などを踏まえるとともに、市民満足度の検証結果に基づきながら検討します。

エ 地方創生への対応

令和2年2月に策定した「第2期 北見市地方創生総合戦略」に掲げる4つの基本目標を踏まえ、地方創生の取組を推進する事業について検討します。

オ 市長公約をはじめとした政策課題への対応

市長公約については、政策課題と位置付けていることから、公約に掲げる8つの政策について更なる推進に寄与する事業やその他政策課題となっている事業について検討します。

カ 各自治区のまちづくり

第2期北見市総合計画基本構想で示している自治区のめざす方向性を念頭に置いた事業を検討します。

キ 公共施設の整備（再編や複合化、改修・補修等）

公共施設の整備については、将来にわたり持続可能な公共施設のあり方をまとめた「北見市公共施設マネジメント基本方針、同基本計画」の考え方を踏まえ検討します。（要求にあたっては「北見市公共施設マネジメント基本計画」で定める、所要の手続きを経て個別計画を策定することを原則とします。）

ク 北見地域定住自立圏形成協定に基づく事業立案

北見地域定住自立圏形成協定及び同共生ビジョンに基づき、1市4町で組織する各分科会の議論を踏まえながら、圏域の活性化や持続的な発展に繋がる事業について検討します。

ケ SDGs（持続可能な開発目標）の推進

持続可能な開発目標の達成に向けた取組を推進していくこととし、推進することによって目標を達成できる事業について検討します。

(2) 留意事項

ア ゼロベースからの再検討

今後も続くことが予想される厳しい財政状況や社会経済情勢の変化、さらに多様化する市民ニーズなどに対応するため、第3次実施計画で採択された事業についても、ゼロベースで事業の必要性、効率性、緊急性を再検討することとします。

イ 財源の確保等

国や道の補助制度の動向に留意し財源確保に努めるとともに、類似・重複事業の有無などを十分に踏まえることとします。

ウ 財政健全化

財政健全化推進本部における取組状況との整合性を図りながら、事業内容を精査することとします。

4 実施計画の対象事業について

施設の維持補修や備品類の更新等について、実施計画に位置づける事業と実施計画対象外として臨時費要求とする事業の考え方は、以下のとおりです。

(1) 施設の維持補修関連事業

ア 原型を変ずる事業（改修）は、原則として対象とします。

例：トイレ水洗化、施設入口スロープ設置、窓二重化 など

イ 原型を変じない事業（既存機能の維持を目的とする補修・修繕）は、

1施設の事業費が2,000万円以上の事業を対象とします。

(2) 車両購入・更新事業

ア 一般車両（乗用車等）は、増車・更新とも対象外とし、臨時費対応とします。

イ 特殊車両（バス・除雪車・重機等）は、増車・更新ともに実施計画事業に位置付けした上で整備を図ります。

ウ 消防本部所有の車両についても実施計画事業に位置付けした上で整備を図ります。
（消防車・救急車等の特殊車両は実施計画事業とし、広報車等は臨時費対応）

[車両更新基準]

- ・乗用車 ～ 使用年数15年以上かつ走行距離15万km以上
- ・福祉バス、スクールバス ～ 使用年数20年以上かつ走行距離50万km以上

(3) 備品等整備事業

ア 施設の新規開設や新規事業開始に伴う備品の購入については、

1件300万円以上の事業を対象とします。

イ 現有備品の更新についても、**単年度で1件300万円以上**の事業を対象とします。

ウ 1事業で複数の備品を更新または購入する場合は、その事業の総額が500万円以上の事業を対象とします。

(4) その他の事業（経費）

ア 単年度のイベント開催（周年事業除く）に係る経費については、対象外とします。

イ 各種啓発等に係るリーフレット等の印刷物は、対象外とします。

※上記で実施計画の対象としている事業でも、内容によっては臨時費対応となります。事業立案にあたっては目的や性質、過去の採択状況を十分に勘案したうえで、**実施計画の対象となる事業についてのみシートを作成**するよう留意願います。